



内容

I. 付加価値税

- 輸出加工企業への運送に掛かる付加価値税に関する 2017年1月16日付財務省発行オフィシャルレター610/BTC-CST号
- 運送費用の付加価値税に関する 2017年1月17日付税務総局発行オフィシャルレター208/TCT-DNL号

II. 法人税

- 残業代（200時間超過分）の損金算入に関する 2016年12月7日付ビンズオン税務局発行オフィシャルレター17550/CT-TT&HT号

III. その他

- ベトナム法人の駐在員事務所登録手数料に関する 2016年11月1日付財務省発行オフィシャルレター15865/BTC-CST号
- 外国法人の駐在員事務所登録手数料に関する 2016年12月23日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター12695/CT-TTHT号
- 税務管理法の一部項目（通達26/2015/TT-BTC号第2条第10項における補足）の実施ガイダンスに関する 2013年11月6日付財務省発行通達156/2013/TT-BTC号第34a条第1項を改正・補足する 2017年1月20日付財務省発行通達06/2017/TT-BTC号



I. 付加価値税

輸出加工企業への運送に掛かる付加価値税に関する 2017 年 1 月 16 日付財務省発行オフィシャルレター610/BTC-CST 号

2013 年 12 月 31 日付通達 219/2013/TT-BTC 号第 3 条第 9 項によると、会社が取引先へ労働者に向けた送迎サービスを提供する場合、付加価値税 0%は適用されない。

従って、企業が輸出加工企業に運送サービス（労働者に向けた送迎サービスを除く）を提供する場合、2013 年 12 月 31 日付通達 219/2013/TT-BTC 号第 9 条 2.b 項に基づく契約書、証憑に関する条件を満たせば、付加価値税 0%の対象になる。

運送費用の付加価値税に関する 2017 年 1 月 17 日付税務総局発行オフィシャルレター208/TCT-DNL 号

通達 219/2013/TT-BTC 号第 5 条第 1 項によると、条件付支援金（ある一定の条件を満たす場合に発生するもの）に対しては付加価値税の申告・納税を実施しなければならない。

上記の規定により、企業が当社製品の販売を促進する為に、支店に代わって運送費用を負担する場合、当該費用は条件付支援金とみなされ、付加価値税の申告・納税を実施しなければならない。

II. 法人税

残業代（200 時間超過分）の損金算入に関する 2016 年 12 月 7 日付ビンズオン税務局発行オフィシャルレター17550/CT-TT&HT 号

2012 年 6 月 18 日付労働法 10/2012/QH13 号第 106、107 条によると、労働者の残業時間は 1 年間に 200 時間を超えてはいけないと規定されているが、政府が規定する幾つかの要件を満たす場合、1 年間に 300 時間まで残業が認められる。

上記の規定により、企業が労働者に労働法の規定時間（200 時間）を超える残業代を支払う場合は第 107 条の対象外になり、法人税法上の損金とは認められない。（政府が規定する幾つかの要件を満たす場合には、300 時間以内の残業代は損金算入を認められる。）



III. その他

ベトナム法人の駐在員事務所登録手数料に関する **2016 年 11 月 1 日付財務省発行オフィシャルレター15865/BTC-CST 号**

外国法人の駐在員事務所登録手数料に関する **2016 年 12 月 23 日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター12695/CT-TTHT 号**

駐在員事務所（外国法人又はベトナム法人）がサービス・商品の販売、製造などの事業活動を行っていない場合は登録手数料の納付対象外とされているとのことである（2016 年 10 月 4 日付政令 139/2016/ND-CP 号の第 2 条による）。

本規定は以前の規定から変更されていない。すなわち、駐在員事務所が事業活動を行っている場合は登録手数料納付が必要である。

税務管理法の一部項目（通達 **26/2015/TT-BTC 号第 2 条第 10 項**における補足）の実施ガイダンスに関する **2013 年 11 月 6 日付財務省発行通達 156/2013/TT-BTC 号第 34a 条第 1 項**を改正・補足する **2017 年 1 月 20 日付財務省発行通達 06/2017/TT-BTC 号**

本通達によると、企業がベトナム政府へ商品、サービスを提供する一方で、まだ国庫（ベトナム政府）からの支払いが行われない場合、この企業が納税者として納めるべき税金を遅延していたとしても、国庫の未払い金額を超えない範囲で、遅延利息の納付が不要になる。

本通達は、*2017 年 3 月 6 日付*に発効する。



I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 8 3827 8096 Fax: +84 8 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Le Quoc Duy: le.quoc.duy@i-glocal.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Tran Cong Hung: tran.cong.hung@i-glocal.com

Duong Quynh Nga: duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Thi Dung: nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>